

四半期報告書

(第35期 第1四半期)

自 2021年4月1日
至 2021年6月30日

株式会社ゴルフ・ドウ

さいたま市中央区上落合二丁目3番1号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	4
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	7
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	7
(5) 大株主の状況	7
(6) 議決権の状況	8
2 役員の状況	8

第4 経理の状況

9

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	10
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	12
四半期連結損益計算書	12
四半期連結包括利益計算書	13
2 その他	18

第二部 提出会社の保証会社等の情報

19

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年8月16日
【四半期会計期間】	第35期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）
【会社名】	株式会社ゴルフ・ドゥ
【英訳名】	GOLF・DO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐久間 功
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号
【電話番号】	（048）851－3111（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部長 並木 健二
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号
【電話番号】	（048）851－3111（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部長 並木 健二
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所（セントレックス） （愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第34期 第1四半期連結 累計期間	第35期 第1四半期連結 累計期間	第34期
会計期間	自2020年 4月1日 至2020年 6月30日	自2021年 4月1日 至2021年 6月30日	自2020年 4月1日 至2021年 3月31日
売上高 (千円)	1,109,231	1,457,414	5,266,364
経常利益 (千円)	6,581	85,019	228,435
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (千円)	15,104	63,814	138,961
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	14,639	64,624	143,697
純資産額 (千円)	369,773	582,747	518,201
総資産額 (千円)	2,428,113	2,876,125	3,088,603
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	6.19	25.47	56.92
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—	55.45
自己資本比率 (%)	15.2	20.3	16.2

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第34期第1四半期連結累計期間及び第35期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結累計期間の期首から適用しており、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大は収束の兆しが未だ見えず、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用下での経済活動となりました。一方ではワクチンの接種が加速しており、個人消費回復への期待が高まるとともに、業績の回復に手応えを感じる企業が増えてきております。また、海外においても先進国を中心にワクチンの接種が進んでおり、世界的にも景気回復への期待感が高まっております。

リユース市場においては、前年の市場動向と同様に、Eコマースや個人間売買が市場をけん引してはいるものの、実店舗の出店に意欲的な姿勢を見せる企業も増えてきております。また、新品市場において依然とサプライチェーンが復旧せず商品供給が滞っているものについては、その需要の一部がリユース市場に流れてきているという声も聞かれます。

ゴルフ用品市場においては、Eコマースの存在感が非常に大きくなっていることもあり、販売チャネルの多様化に伴う競争の過熱が続いております。しかしながら、前年より続く3密回避レジャーとしてのゴルフ人気に伴う若年層や女性の新規参加者の増加に加え、富裕層の需要が増加しているものと推測されます。また、2021年4月にマスターズ・トーナメントにおいて松山英樹プロ、6月に全米女子オープンにおいて笹生優花プロがそれぞれ優勝し、相次ぐ海外メジャー選手権における偉業で日本ゴルフ界は湧いており、ゴルフ市場も一層活況を呈しております。なお、株式会社矢野経済研究所「Y P S ゴルフデータ」によりますと、2021年4月～6月の新品クラブ及びボールなど用品類の販売は、前年同月比において4月と5月は数量、金額とも全カテゴリーで、6月は数量がシューズを除き、金額は全カテゴリーで上回っております。前々年同月比では、4月は数量が全カテゴリーで下回ったものの、金額はウッドを除き、5月は金額がゴルフボールを除き、6月は金額が全カテゴリーで上回っております。

ゴルフ場及び練習場においては、経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」によりますと、2021年4月～6月（6月は速報値）の利用者数前年同月比は、ゴルフ場が4月161.2%、5月130.8%、6月118.0%、練習場が4月155.4%、5月136.4%、6月115.3%となりました。直近1年間で、ゴルフ場は2020年7月など3ヶ月を除き前年同月を上回っており、ゴルフ練習場は全ての月で前年同月を上回っております。

このような経営環境のなか、当社グループでは2021年5月に「中期経営計画 Challenge2026」を公表しており、「トリプル100+10」構想として売上高100億円、「ゴルフ・ドゥ！」国内100店舗、株式時価総額100億円及び経常利益10億円を2026年3月期の目標に定め、その目標達成に向け取り組みを進めております。加えて2021年4月には「ゴルフ・ドゥ！オンラインショップ」を全面リニューアルしており、デジタル化への対応が大きく前進しております。しかしながら、システム面で不具合が多発しており、当第1四半期連結累計期間においては、リニューアルの成果を業績につなげることができませんでした。なお、現時点において不具合はほぼ解消しており、第2四半期以降の業績に貢献させるべく努めております。

直営事業においては、「ゴルフ・ドゥ！」直営店が前連結会計年度から引き続き感染防止対策下での営業となりました。前連結会計年度は4月と5月が深刻な業績不振に陥り、6月は好業績の口火を切った月となりましたが、当第1四半期連結累計期間においては、前連結会計年度の勢いそのままに推移いたしました。また、前々連結会計年度から改善に取り組む粗利益率は向上が続いており、当第1四半期連結累計期間においても業績に寄与しております。しかしながら、中古ゴルフクラブの在庫が減少の一途を辿っており、好調の中にも販売と買取りのバランス適正化という課題が徐々に存在感を増してきております。なお、当第1四半期連結累計期間の「ゴルフ・ドゥ！」直営店の売上高前年増減率は、全店ベース48.2%増、既存店ベース26.1%増となりました。

フランチャイズ事業においては、「ゴルフ・ドゥ！」フランチャイズ店も直営店と同様に、業績は好調に推移しております。また、中古ゴルフクラブ在庫の確保が当面の課題であることも同様です。なお、当第1四半期連結累計期間の「ゴルフ・ドゥ！」フランチャイズ店の売上高前年増減率は、全店ベース6.9%増、既存店ベース25.2%増となりました。

当第1四半期連結累計期間における「ゴルフ・ドゥ！」のオープンは、直営店、フランチャイズ店ともに無く、2021年6月30日現在の「ゴルフ・ドゥ！」は、直営25店舗、フランチャイズ49店舗で合計74舗、当第1四半期連結累計期間の売上高前年増減率は、全店ベース21.8%増、既存店ベース25.6%増となりました。

営業販売事業においては、依然として米国輸入品の欠品や納期遅れの状況が改善しておらず、卸営業は厳しいやり繰りが続いております。国内ECモールに出店している「GOLF J-WINGS」は、輸入品の優先投入効果もあり、当第1四半期連結累計期間は好調に推移しております。

アパレル事業においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響は残るものの、徐々にお客様が戻ってきており、購入客数の増加が売上高の増加につながっております。また、前第1四半期連結累計期間と比べプロパー品比率が上昇しており、粗利益の増加につながったことで、当第1四半期連結累計期間は3ヶ月続けて黒字となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の経営成績は売上高14億57百万円（前年同四半期比31.4%増）、営業利益85百万円（同1,007.0%増）、経常利益85百万円（同1,191.8%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益63百万円（同322.5%増）となりました。

当第1四半期連結累計期間におけるセグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

（直営事業）

当第1四半期連結累計期間における直営事業の売上高は10億62百万円（前年同四半期売上高は7億34百万円）、セグメント利益は1億14百万円（前年同四半期セグメント利益は35百万円）となりました。

（フランチャイズ事業）

当第1四半期連結累計期間におけるフランチャイズ事業の売上高は1億7百万円（前年同四半期売上高は99百万円）、セグメント利益は34百万円（前年同四半期セグメント利益は33百万円）となりました。

（営業販売事業）

当第1四半期連結累計期間における営業販売事業の売上高は2億98百万円（前年同四半期売上高は2億90百万円）、セグメント利益は11百万円（前年同四半期セグメント利益は7百万円）となりました。

（アパレル事業）

当第1四半期連結累計期間におけるアパレル事業の売上高は12百万円（前年同四半期売上高は9百万円）、セグメント利益は1百万円（前年同四半期セグメント損失は1百万円）となりました。

（資産）

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ2億12百万円の減少となり、28億76百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ2億38百万円の減少となり、21億17百万円となりました。これは主に現金及び預金が1億85百万円、売掛金が63百万円減少したことによるものです。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ26百万円の増加となり、7億57百万円となりました。これは主に無形固定資産（ソフトウェア）が54百万円増加、繰延税金資産が16百万円減少したことによるものです。

（負債）

当第1四半期連結会計期間末における負債は、前連結会計年度末に比べ2億77百万円の減少となり、22億93百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べ2億26百万円の減少となり、15億47百万円となりました。これは主に買掛金が1億円、未払法人税等が81百万円、賞与引当金が33百万円減少したことによるものです。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ50百万円の減少となり、7億45百万円となりました。これは主に長期借入金が39百万円、社債が10百万円減少したことによるものです。

（純資産）

当第1四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べ64百万円の増加となり、5億82百万円となりました。これは主に利益剰余金が63百万円増加したことによるものです。

この結果、自己資本比率は20.3%（前連結会計年度末は16.2%）となりました。

（2）会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

（3）経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

（4）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

（5）研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8,800,000
計	8,800,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数（株） （2021年6月30日）	提出日現在発行数（株） （2021年8月16日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,605,642	2,605,642	名古屋証券取引所 （セントレックス）	単元株式数 100株
計	2,605,642	2,605,642	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

当社の取締役、従業員及び当社子会社の従業員に対して業績連動型ストックオプションとして発行する新株予約権

決議年月日	2021年5月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役、従業員 74 子会社の従業員 4
新株予約権の数（個）※	1,723
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 （株）※	普通株式 172,300
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	515
新株予約権の行使期間※	2023年7月1日～2025年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 668.81 資本組入額 （注）3.（4）
新株予約権の行使の条件※	（注）3.（6）
新株予約権の譲渡に関する事項※	取締役会の決議による承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）6

※新株予約権証券の発行時（2021年6月4日）における内容を記載しております。

（注）1. 新株予約権の数

1,723 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 172,300株とし、下記3.（1）により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は1円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社 Stewart McLaren（住所：東京都港区東麻布一丁目15番6号）に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較および検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件（業績条件）を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算法を用いて本新株予約権の算定を実施した。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所セントレックス市場」という。）における当社終値515円/株、株価変動率44.99%（年率）、配当利率0.00%（年率）、安全資産利子率-0.12%（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額515円/株、満期までの期間4.12年、行使の条件）に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施した。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金515円（本新株予約権の発行決議日の前日（取引が成立していない日を除く）における＜名古屋証券取引所セントレックス市場＞における当社株式普通取引の終値）とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2023年7月1日から2025年6月30日（但し、2025年6月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(4) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2022年3月期および2023年3月期までの各事業年度における、監査済みの当社有価証券報告書の損益計算書に記載される連結経常利益の合計額が470百万円を超過且つ2022年3月期及び2023年3月期の店舗買取額の合計額が2,800百万円超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、上記の連結経常利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正連結経常利益をもって判定するものとする。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任および定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2021年6月4日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記3.（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.

(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年 月 日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年4月1日～ 2021年6月30日 (注)	65,000	2,605,642	9,717	515,838	9,717	9,717

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 99,200	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,506,000	25,060	—
単元未満株式	普通株式 442	—	—
発行済株式総数	2,605,642	—	—
総株主の議決権	—	25,060	—

② 【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社ゴルフ・ドゥ	埼玉県さいたま市中央区 上落合二丁目3-1	99,200	—	99,200	3.8
計	—	99,200	—	99,200	3.8

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人和宏事務所による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	895,242	710,076
売掛金	377,700	313,861
商品	1,016,869	1,027,016
短期貸付金	9,372	9,419
その他	58,764	58,863
貸倒引当金	△1,252	△1,252
流動資産合計	2,356,697	2,117,984
固定資産		
有形固定資産	255,953	249,560
無形固定資産	126,562	180,587
投資その他の資産		
投資有価証券	13,913	15,116
長期貸付金	318,421	316,049
敷金及び保証金	172,707	172,706
建設協力金	40,671	37,615
繰延税金資産	37,886	21,652
その他	18,425	17,590
貸倒引当金	△253,698	△253,698
投資その他の資産合計	348,326	327,032
固定資産合計	730,842	757,179
繰延資産		
社債発行費	1,064	961
繰延資産合計	1,064	961
資産合計	3,088,603	2,876,125
負債の部		
流動負債		
買掛金	387,708	287,659
短期借入金	805,500	800,934
1年内償還予定の社債	20,000	20,000
1年内返済予定の長期借入金	179,571	177,313
未払法人税等	96,063	14,148
賞与引当金	49,533	15,611
ポイント引当金	39,000	37,199
株主優待引当金	8,414	4,932
その他	188,475	189,911
流動負債合計	1,774,267	1,547,709
固定負債		
社債	40,000	30,000
長期借入金	488,295	448,393
退職給付に係る負債	143,281	142,511
資産除去債務	82,065	82,271
その他	42,492	42,492
固定負債合計	796,134	745,668
負債合計	2,570,401	2,293,378

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	506,120	515,838
資本剰余金	159,523	169,240
利益剰余金	△103,688	△39,874
自己株式	△98,208	△98,208
株主資本合計	463,747	546,996
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△1,338	△135
為替換算調整勘定	36,276	35,883
その他の包括利益累計額合計	34,938	35,748
新株予約権	19,516	1
純資産合計	518,201	582,747
負債純資産合計	3,088,603	2,876,125

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
売上高	1,109,231	1,457,414
売上原価	693,718	884,840
売上総利益	415,512	572,574
販売費及び一般管理費	407,808	487,282
営業利益	7,704	85,291
営業外収益		
受取利息及び配当金	905	807
受取手数料	1,211	1,167
為替差益	87	661
その他	239	1,195
営業外収益合計	2,444	3,831
営業外費用		
支払利息	3,409	3,904
その他	158	199
営業外費用合計	3,567	4,104
経常利益	6,581	85,019
特別利益		
債務免除益	—	4,380
特別利益合計	—	4,380
税金等調整前四半期純利益	6,581	89,399
法人税、住民税及び事業税	1,461	9,357
法人税等調整額	△9,984	16,227
法人税等合計	△8,523	25,584
四半期純利益	15,104	63,814
親会社株主に帰属する四半期純利益	15,104	63,814

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
四半期純利益	15,104	63,814
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,286	1,203
為替換算調整勘定	△1,751	△392
その他の包括利益合計	△465	810
四半期包括利益	14,639	64,624
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	14,639	64,624
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより以下のとおり変更しております。

売上時に付与したポイントについては、従来は付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、ポイント引当金繰入額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、付与したポイントは顧客に対する履行義務と認識し、契約負債を計上し、顧客がポイントを値引として使用したときに売上高に振り替えております。

なお、当社では買取時及び入会時等にもポイントを付与している為、売上時以外に付与したポイントに関しては、従来通りのポイント引当金として計上しております。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高が11,618千円減少し、販売費及び一般管理費は11,184千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ434千円減少しております。なお、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。また、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。この変更による四半期連結財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

前連結会計年度の有価証券報告書の(追加情報)(新型コロナウイルス感染症の拡大による影響及び会計上の見積りについて)に記載した新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	13,072千円	18,072千円
のれんの償却額	400	1,741

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

(1) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(2) 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

(1) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(2) 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	調整額 (注) 2	四半期連結 財務諸表計 上額 (注) 3
	直営	フランチャイズ	営業販売	アパレル	合計			
売上高								
外部顧客への売上高	734,860	97,046	268,098	9,225	1,109,231	—	—	1,109,231
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	2,577	21,948	—	24,526	1,905	△26,431	—
計	734,860	99,624	290,047	9,225	1,133,758	1,905	△26,431	1,109,231
セグメント利益又は 損失 (△)	35,332	33,977	7,225	△1,978	74,556	130	△66,982	7,704

(注) 1. その他の区分は、報告セグメントに含まれない広告代理店事業であります。

2. セグメント利益又は損失の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 財務諸表計 上額 (注) 2
	直営	フランチャイズ	営業販売	アパレル	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	1,062,392	104,954	277,548	12,519	1,457,414	—	1,457,414
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	2,435	20,799	—	23,234	△23,234	—
計	1,062,392	107,390	298,347	12,519	1,480,649	△23,234	1,457,414
セグメント利益	114,214	34,562	11,571	1,535	161,884	△76,592	85,291

(注) 1. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社グループの報告セグメントを地域別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

当第1四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	直営	フランチャイズ	営業販売	アパレル	
東日本	847,254	104,954	105,787	12,519	1,070,516
西日本	215,138	—	—	—	215,138
国外 (米国)	—	—	171,760	—	171,760
外部顧客への売上高	1,062,392	104,954	277,548	12,519	1,457,414

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり四半期純利益	6円19銭	25円47銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (千円)	15,104	63,814
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(千円)	15,104	63,814
普通株式の期中平均株式数(株)	2,441,442	2,505,013
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり四半期純利益の算定に含めな かった潜在株式で、前連結会計年度末から 重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)の発行)

当社は、2021年7月26日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)に対し、以下のとおり新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)を発行することを決議いたしました。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、意欲及び士気を一層向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社取締役(監査等委員であるものを除く。)に対して、新株予約権を発行するものであります。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

400個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式40,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準とした額とする。

なお、当該払込金額は、割当てを受ける者の当社に対する同額の報酬債権と相殺するものとし金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整するものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2022年4月1日から2031年8月9日(但し、2031年8月9日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、上記(3)の期間内において、当社取締役(監査等委員であるものを除く。)の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目日が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。ただし、任期満了による退任を除き、正当な理由がなく地位を喪失した場合、行使はできないものとする。

- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 本新株予約権の一部行使はできない。
- ⑤ 本新株予約権総数引受契約に違反した場合には行使できないものとする。

4. 新株予約権の割当日

2021年8月10日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記3.（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.（3）に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.（4）に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.（6）に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5.（1）～（3）に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役（監査等委員であるものを除く。） 1名 400個

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月13日

株式会社ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

監査法人和宏事務所

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 大塚 尚 吾 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小澤 公 一 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフ・ドゥの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゴルフ・ドゥ及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。